

地域原子力防災協議会の設置について

平成27年3月20日
内閣府政策統括官
(原子力防災担当)

1. 協議会設置の趣旨

○平成25年9月3日の原子力防災会議決定に基づき、内閣府政策統括官(原子力防災担当)は、道府県や市町村が作成する地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化を支援するため、原子力発電所の所在する地域毎に課題解決のためのワーキングチームとして「地域原子力防災協議会(以下「協議会」という。)」を設置する。

2. 協議会の運営

- 協議会は、(別紙1)の13地域に設置する。
- 協議会の基本構成員は(別紙2)とするが、地域ごとの課題や事情に応じて柔軟に設定する。
- 各協議会に、構成員を補佐するため、作業部会を置く。
- 作業部会の基本構成は(別紙3)とするが、地域ごとの課題や事情に応じて柔軟に設定する。
- 協議会及び作業部会の庶務は、内閣府原子力防災専門官が、内閣府政策統括官(原子力防災担当)の協力を得て行う。
- 協議会を開催した場合は、内閣府政策統括官(原子力防災担当)は、その議事要旨を作成し、内閣府ホームページで公表する。
- 効率的な会議の開催のために、テレビ会議の活用、サブグループ・分科会の設置、複数地域での合同会議の開催を行うことが出来る。

3. 協議会の活動

- 平成25年9月3日の原子力防災会議決定及び平成27年3月5日の3年以内の見直し検討チーム第二次報告に基づき、協議会においては、以下を行う。
 - (1) 協議会では、要支援者対策、避難先や移動手段の確保、国の実動組織の支援、原子力事業者に協力を要請する内容等の具体策について、協議、連絡調整等を行う。内閣府政策統括官(原子力防災担当)及び関係省庁は、協議会における協議等を踏まえて、地方公共団体に対し、計画の具体化・充実化に係る支援を行う。
 - (2) 協議会では、避難計画を含む地域の緊急時対応が、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的なものであることの確認を行う。

内閣府政策統括官（原子力防災担当）は、協議会における確認結果を原子力防災会議・同幹事会に報告し、了承を求める。

- (3) 協議会では、道府県が(2)により確認した緊急時対応に基づき行う訓練のうち、特に内閣府政策統括官（原子力防災担当）その他の関係省庁等が参加し総合的に実施する防災訓練に関して、訓練計画に定める訓練の目的、実施項目、反省点の抽出方法等を協議する。
- (4) 協議会では、総合的な訓練の実施結果、成果、抽出された反省点等を協議し、訓練に参加した国の関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等に共有する。協議会は、上記で共有した課題に関し、国の関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等が行う計画やマニュアルの改善等について、フォローアップを行う。
- (5) (3)に基づき協議会が関わる訓練の準備、実施及び確認は、国際原子力機関（IAEA）のガイダンスを参照して行う。

(別紙 1)

地域原子力防災協議会の設置地域

地域	道府県
泊地域	北海道
東通地域	青森県
女川地域	宮城県
福島地域	福島県
東海第二地域	茨城県
柏崎刈羽地域	新潟県
志賀地域	石川県、富山県
福井エリア地域	福井県、滋賀県、京都府、岐阜県
浜岡地域	静岡県
島根地域	島根県、鳥取県
伊方地域	愛媛県、山口県
玄海地域	佐賀県、長崎県、福岡県
川内地域	鹿児島県

※必要に応じて避難先となる県等にも参加を要請する。

(別紙2)

地域原子力防災協議会 構成員

内閣府	政策統括官（原子力防災担当）
原子力規制庁	長官官房核物質・放射線総括審議官
内閣官房	内閣官房副長官補（事態対処・危機管理）付 危機管理審議官
内閣府	大臣官房審議官（防災担当）
警察庁	長官官房審議官
総務省	大臣官房総括審議官
消防庁	国民保護・防災部長
文部科学省	大臣官房審議官（研究開発局担当）
厚生労働省	大臣官房技術総括審議官
農林水産省	大臣官房技術総括審議官
経済産業省	大臣官房審議官（エネルギー・環境担当）
国土交通省	大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官
海上保安庁	総務部参事官（警備救難部担当）
環境省	大臣官房審議官
防衛省	大臣官房審議官
関係道府県	副知事（※）

※ 関係道府県の出席者は、当該道府県の状況に応じ、副知事又は同程度の職にある者とする。

※ 関係市町村及び電力事業者は、オブザーバーとして会議に参加することができる。

作業部会の基本構成

- 地域の内閣府原子力防災専門官
- 内閣府政策統括官（原子力防災担当）の担当者
- 道府県の担当者（課長級以上） ※議題により出席者の変更可。
- 厚生労働省、国土交通省及び避難等の支援に係る実動省庁（中央及び地方支分部局等）の担当者
- 原子力規制委員会その他の関係省庁（中央及び地方支分部局等）の担当者
- 関係機関（原子力研究開発機構（JAEA）、放射線医学総合研究所等）

※作業部会の構成員は、上記を基本としつつ、地域ごとの課題や事情に応じて柔軟に設定・変更する。

※市町村の担当者及び電力事業者は、オブザーバーとして作業部会に参加することができることとするが、市町村の課題については道府県担当者が代表する。

原子力防災対策の現状と課題

平成27年2月
内閣府(原子力防災)

目次

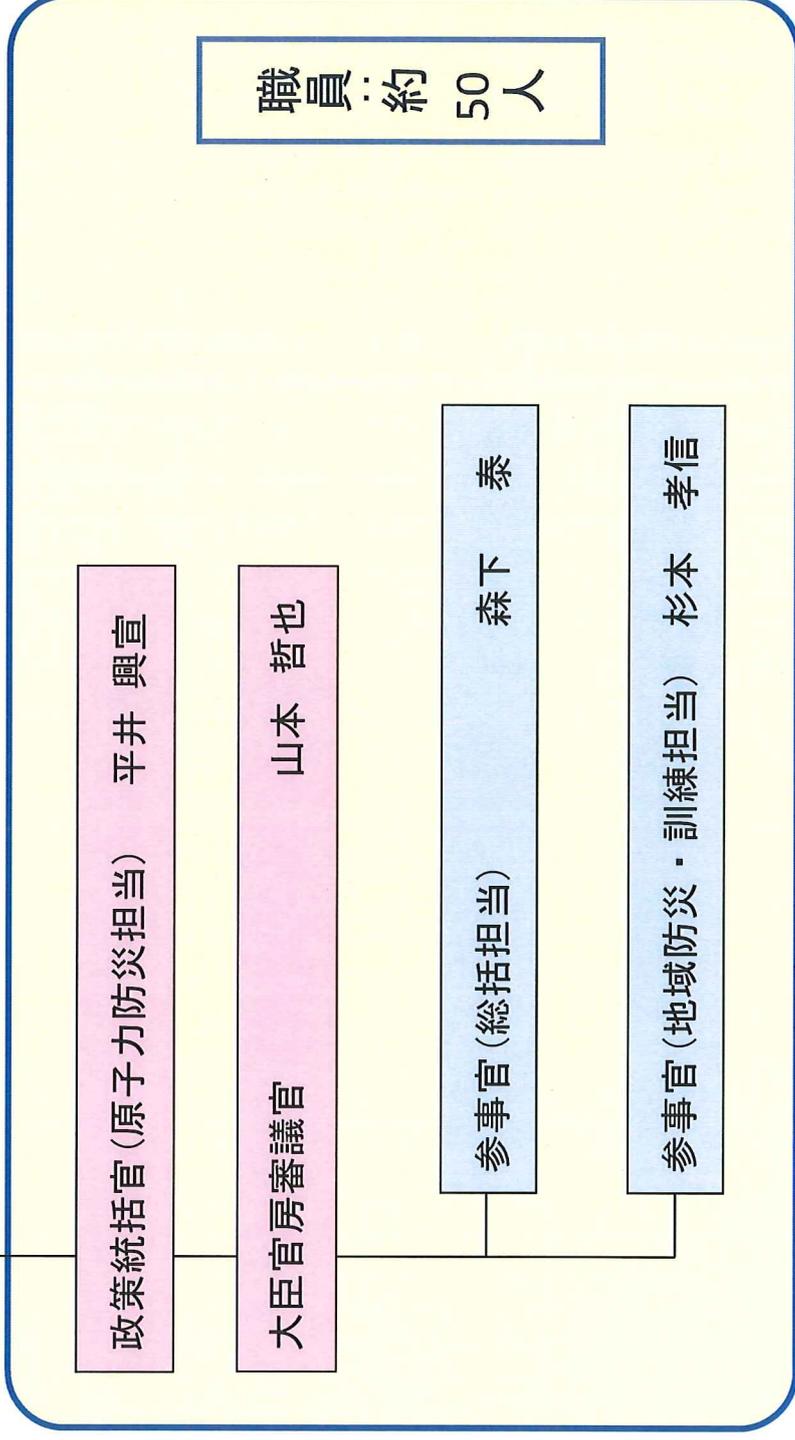
1. 内閣府原子力防災の体制
2. 内閣府(原子力防災)の業務
3. 地域防災計画・避難計画の策定と支援体制
4. 原子力災害時の体制

1. 内閣府原子力防災の体制(10/14~)

内閣府特命担当大臣 (原子力防災) 望月 義夫

内閣府副大臣 (原子力防災) 小里 泰弘

内閣府大臣政務官 (原子力防災) 福山 守



2. 内閣府(原子力防災)の業務

1. 地域防災計画・避難計画作成充実化の取組

- ◆ 平成25年9月3日の原子力防災会議で、関係自治体の避難計画作成等に関係省庁が全面的に取組む方針を決定。
- ◆ 原子力発電所がある13地域にワーキングチームを設置し、国と自治体が一体となって、計画の策定・充実に取組んでいる。

2. 関係道府県への財政的援助

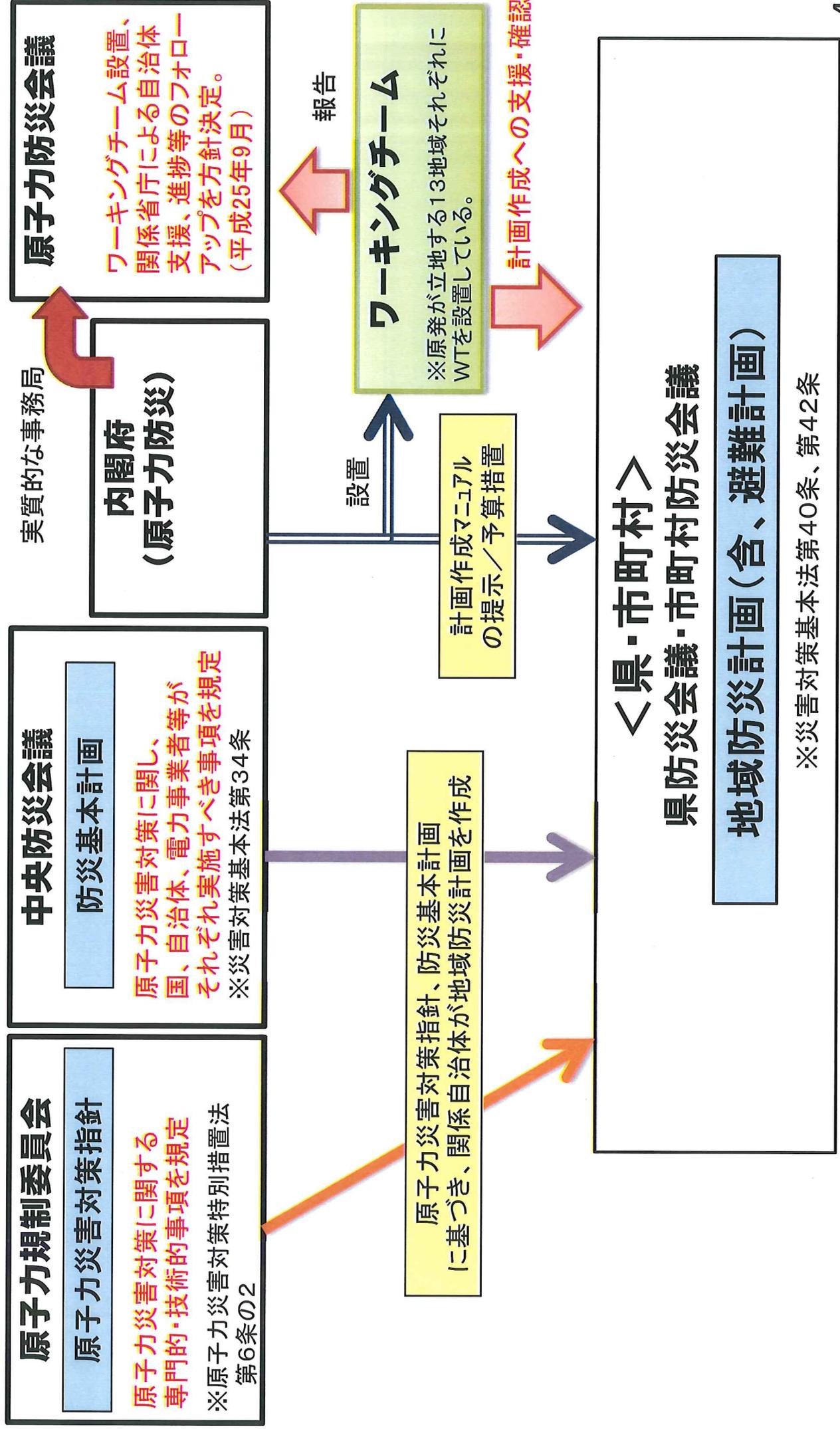
- ◆ 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金(内閣府予算)
 - ・ 平成26年度予算121億円(平成25年度予算額111億円)
 - ・ 平成27年度予算(案)122億円
- ◆ 原子力災害対策施設整備補助金(内閣府予算)
 - ・ 平成25年度補正予算200億円(平成24年度予算額111億円)
 - ・ 平成26年度補正予算90億円

3. 原子力総合防災訓練

原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力緊急事態を想定した訓練を、国、地方自治体、電力事業者が合同で実施。

今年度は、11月2, 3日に、北陸電力志賀原子力発電所を対象として実施。総理、官房長官原子力防災担当大臣(環境大臣)、関係閣僚も参加。

3. 地域防災計画・避難計画の策定と支援体制



(参考)原子力防災会議の組織

原子力防災会議の組織

- 議長：内閣総理大臣
- 副議長：官房長官、環境大臣、
内閣府特命担当大臣(原子力防災)、
原子力規制委員長
- 議員：議長・副議長以外の全国務大臣、
内閣府副大臣(原子力防災)、内閣府大臣政
務官(原子力防災)、内閣危機管理監

【事務局体制】

- 事務局長：環境大臣
- 事務局次長：内閣府政策統括官
環境省 水・大気環境局長

(原子力防災会議幹事会)

- 議長：内閣府政策統括官
- 副議長：環境省 水・大気環境局長
- 幹事：関係省庁局長級

地域防災計画の充実に向けた今後の対応

平成25年9月3日
原子力防災会議

1. 現状等

防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づく新しい枠組に基づき、原子力発電所から概ね半径30km圏内の自治体による地域防災計画(原子力災害対策編)の策定が進んでいる。

地域防災計画は、内容の具体性や実効性が重要であり、避難計画や要援護者対策の具体化等を進めるに当たって、自治体のみでは解決が困難な対策について、国の積極的な支援が期待されている。

2. 今後の対応

政府を挙げて地域の防災計画の充実化を支援することとし、原子力防災会議及び内閣府原子力災害対策担当室を中心に以下の取組を行う。

(1)内閣府原子力災害対策担当室は、原子力発電所の所在する地域毎に、課題解決のためのワーキングチームを速やかに設置し、関係省庁とともに、関係道府県・市町村の地域防災計画・避難計画の充実化を支援する。

(2)原子力防災会議及び同幹事会において、地域防災計画・避難計画等の充実化の内容・進捗を順次確認する。

(参考) 地域防災計画、避難計画の策定状況

平成27年2月5日現在

	対象市町村	地域防災計画 策定数	避難計画 策定数	備考
泊地域	13	13	13	
東通地域	5	5	5	
女川地域	7	7	0	平成26年12月1日、宮城県が「避難計画〔原子力災害〕作成ガイドライン」を策定。
柏崎刈羽地域	9	9	2	平成26年10月30日、刈羽村が「原子力災害避難するための行動指針と避難計画」を策定。
東海地域	14	13	0	
浜岡地域	11	11	0	
志賀地域	9	9	9	平成26年10月28日「氷見市住民避難計画」を策定
福井エリア	23	23	23	
島根地域	6	6	6	
伊方地域	8	8	8	
玄海地域	8	8	8	
川内地域	9	9	9	
12地域計	122	121	83	
福島地域	13	6	3	平成26年4月、福島県が「暫定重点区域における福島原子力災害広域避難計画」を策定。

注) 福島地域は、特定原子力施設である東京電力福島第一原子力発電所があり、同発電所の周辺地域等が避難指示区域に設定されている事情に留意する必要がある。

4. 原子力災害時の体制

※原子力緊急事態宣言をしたときに臨時に設置

原子力災害対策本部

- 本部長 : 内閣総理大臣
- 副本部長 : 官房長官、環境大臣、内閣府特命担当大臣(原子力防災)、
原子力規制委員長、一部の国務大臣又は副大臣(総理が指名)
- 本部長 : 全ての国務大臣、一部の副大臣又は政務官(総理が任命)、
内閣危機管理監
- 現地対策本部長 : 内閣府副大臣又は大臣政務官

【事務局体制】

事務局長 : 内閣府政策統括官
事務局長代理 : 原子力規制庁次長

(関係局長等会議)

議長 : 内閣府政策統括官
議長代理 : 原子力規制庁次長
構成員 : 関係省庁局長級

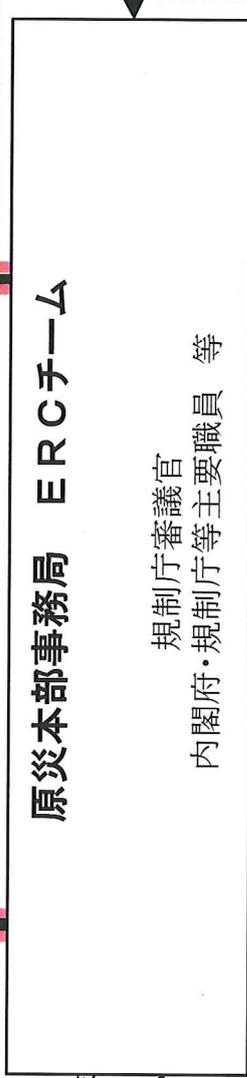
(参考)原子力緊急事態の危機管理体制

【中央】《官邸》



※必要に応じ、状況報告

《規制庁内ERC》



【現地】

《オンサイト対応》

